

- 見直し規定は、県の問題意識（①障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題、② 障害者差別解消法（H28.4施行）の実効性の補完）を背景に条文化された。

社会福祉審議会答申（H30.5月 条例骨格案検討報告書）

◎「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象範囲についてどのように定義すべきか。 ② 生きづらさに代わる適切な表現はどのようなものがあるか。 ③ 対象者に対して条例をどのように適用すべきか。
分科会・WGにおける意見概要	⇒ 障害の範囲については、見直し規定でアップグレードしていけばよいのでは。まずは法律の補完部分を強調しつつ他にも生きづらさを抱えた人もたくさんいるということに触れるのはどうか。
議論を踏まえた考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① これまでの議論を踏まえ、障害者差別解消法に定める「障害者」の定義の解釈において含まれると考えられる認知症や一部のひきこもり等については、障害者差別解消法や条例の適用を受けることを示す。 ② 障害者と同様に様々な社会的障壁により生きづらさを抱えた者が存在するという実態があることを条例の前文等において規定することで、滋賀県にとっての共生社会づくりの意思表示とする。 ③ 障害の範囲については、見直し規定を設け、今後の事例の蓄積や国の動向を見据えながら検討をしていく。

◎（答申における）見直し規定

この条例は、施行後3年を目途として、この条例および障害者差別解消法の施行状況等を勘案し、障害の範囲、解決の手続き、共生社会の実現に向けた施策の推進等に関して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

また、検討に当たっては、(仮称)滋賀県障害者差別のない地域づくり委員会の意見を聴くこととします。

条例見直し検討部会の意見（R7.8/5）

- 社会モデルという極めて広い網がかけられたと思っている。その上で、今でさえなかなか救済・解決の仕組みが不十分な中で「生きづらさ」まで広げるべきではない。
- 「生きづらさ」の定義はとて多く幅広い。この条例の中で解消しようとしている差別というのは、社会モデルに立った上でどのように解決していくのかということになっている。ここからかけ離れたものを対象にしてしまうとこの条例ではおそらく対応できない。
- 例えばひきこもり状態にある方の中には障害のある方もいるが、この条例の障害者の定義に該当すると判断できる。実際のところ、条例で対応できる範囲は広いので、これをあえて広げる必要がない。
- 本人が主観的に困っている、「生きづらさ」を抱えているという方のすべてがこの条例に入ってしまうと、それを支援する側、調整する側が非常に大変な状況になる。
- 条例の範囲を「生きづらさ」にまで拡大するということはせず、現状のベースを引き続きしっかりと取り組んでいくべきである。